

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった レンタカー車両の定期点検について（適用期間の延長）

国土交通省自動車局から、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知している。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和2年12月31日までとした旨の連絡がありました。

また、非稼働期間を令和2年9月30日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を同年12月31日までと読み替えとなります。

問い合わせ先：管轄する地方運輸支局輸送部門